

令和7年度(令和6年度分) 指定管理者評価表【基本事項】

1. 指定管理施設及び指定管理者概要

施設名称	久米老人憩の家			所管課	高齢者支援課
所在地	周南市大字久米3021番地の6				☎ 22-8461
設置年月日	昭和55年7月10日				
設置目的	老人福祉法第13条第1項の規定に基づき、老人の生きがいの増進を図る。				
施設概要	・敷地面積…800.00㎡ ・建物構造…鉄筋コンクリート平屋建 ・建物面積…119.00㎡ ・主な構成施設…和室3室、湯沸室、便所				
指定管理者	名称	久米老人憩の家運営委員会			
	代表者	会長 松岡 豊			
	所在地	周南市大字久米3021番地の6			
	連絡先	電話	0834-25-1513	E-mail	higa-fuku@city.shunan.lg.jp
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日			年数	5年間
募集方法	非公募		料金制度	無	
指定管理の主な業務	・周南市老人憩の家及び老人作業所条例第3条各号に掲げる事業に関する業務 ・久米老人憩の家の維持管理に関する業務 ・久米老人憩の家の使用の許可に関する業務				

2. 施設の運営状況

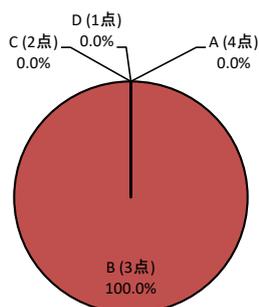
目標管理	①	目標指標名	年度	R6年度	R7年度
		延べ利用者数	目標値	1,800	1,600
			実績値	1,865	—
	②		目標値		
			実績値		
指定管理業務に係る収支状況		項目	収支計画額(円)		実績額(円)
	収入	指定管理料	481,000		481,000
		利用料金収入	0		0
		その他の収入	1		84
		計	481,001		481,084
	支出	人件費	0		
		物件費	471,000		477,953
		委託料			
		その他	15,920		
		計	486,920		477,953
	参考	使用料収入			
自主事業収入					
自主事業経費					

令和7年度(令和6年度分) 指定管理者評価表【評価】

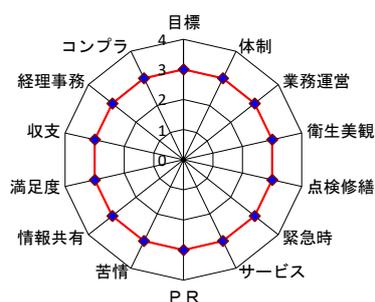
施設名	久米老人憩の家	
指定管理者名	久米老人憩の家運営委員会	
評価項目	評価事項・不適切事項等	評価
目標の達成状況	目標を達成している。主な利用団体の1つであるパソコン教室が、通信環境の整った東福祉館に移行するため、今後利用者の減少が見込まれるものの、引き続き利用者獲得に向けた取り組みを続けられたい。	B
体制・人事	職員配置・業務内容は適切に行われている。	B
業務の運営	協定書に掲げられた業務は適切に行われている。	B
施設の維持管理(衛生・美観)	定期的な清掃を実施し、施設は清潔に保たれている。	B
施設の維持管理(点検・修繕等)	日常的に点検が行われ、修繕も適切に実施されている。	B
緊急時の対応	緊急時の対応マニュアルを作成し、連絡体制が取得している。	B
サービス向上 自主事業	利用者等から修繕要望など意見があった場合の対応は早急に行っている。必要であれば市へ連絡し、対応している。	B
P R・情報提供	東福祉館だよりに講座の情報等を掲載し、地域に配布している。施設の特長上地域外からの利用者は見込めないが、口コミによる拡散も活用し、利用者の獲得に努めている。	B
苦情(要望・意見)への対応	苦情・意見に対して丁寧に対応している。	B
情報共有	市への相談や情報提供は適宜行っており、対応は適切である。	B
利用者満足度調査	前回に引き続き利用者からの評価が非常に高く、高齢者の生きがいの増進という施設設置目的を十分に達成していると判断できる。各利用団体ごとにアンケートを取られているが、今後は利用者単位でアンケートを配付する等、積極的なアンケート依頼に努められたい。	B
収支状況	指定管理料の範囲内で運営ができています。	B
経理事務の状況	指定管理業務の経理と他の経理は分離されており、適切に管理されている。	B
コンプライアンス	市から依頼する調査等についても、迅速に提出されている。月次報告や年次報告等についても必ず期限内に提出されており、必要な内容も備えている。	B
市だけでなく近隣の老人クラブとも連携し、利用者が気持ちよく施設を利用できるように工夫している。利用者自身も積極的に清掃等の環境整備に取り組む等、地域の人が施設を身近に感じることができる体制を築いていることが高い満足度につながっているものと思われる。今後も、現在の取り組みを継続するとともに、更なる利用者の増加に向けて周知や広報活動を積極的に努められたい。		評価 総合 平均 B 3.0

※4点満点

評価結果の割合



項目別評価結果



※端数処理のため、評価結果(A~D)の割合の合計が100%にならない場合があります。